

北海道胆振総合振興局森林室

治山施設個別施設計画

令和3年3月

(令和8年3月見直し)

胆振総合振興局森林室

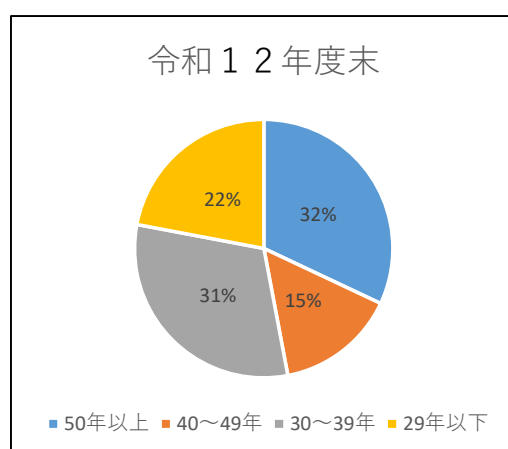
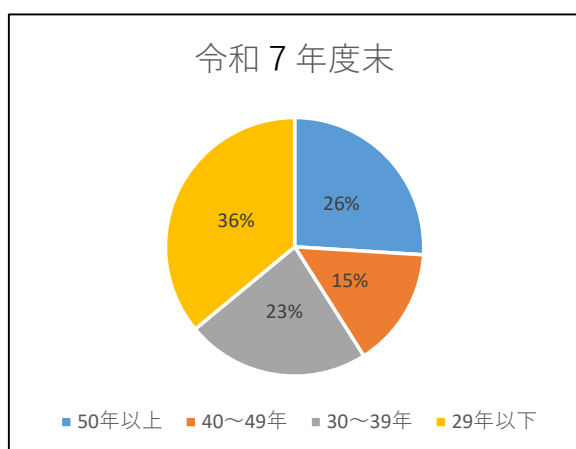
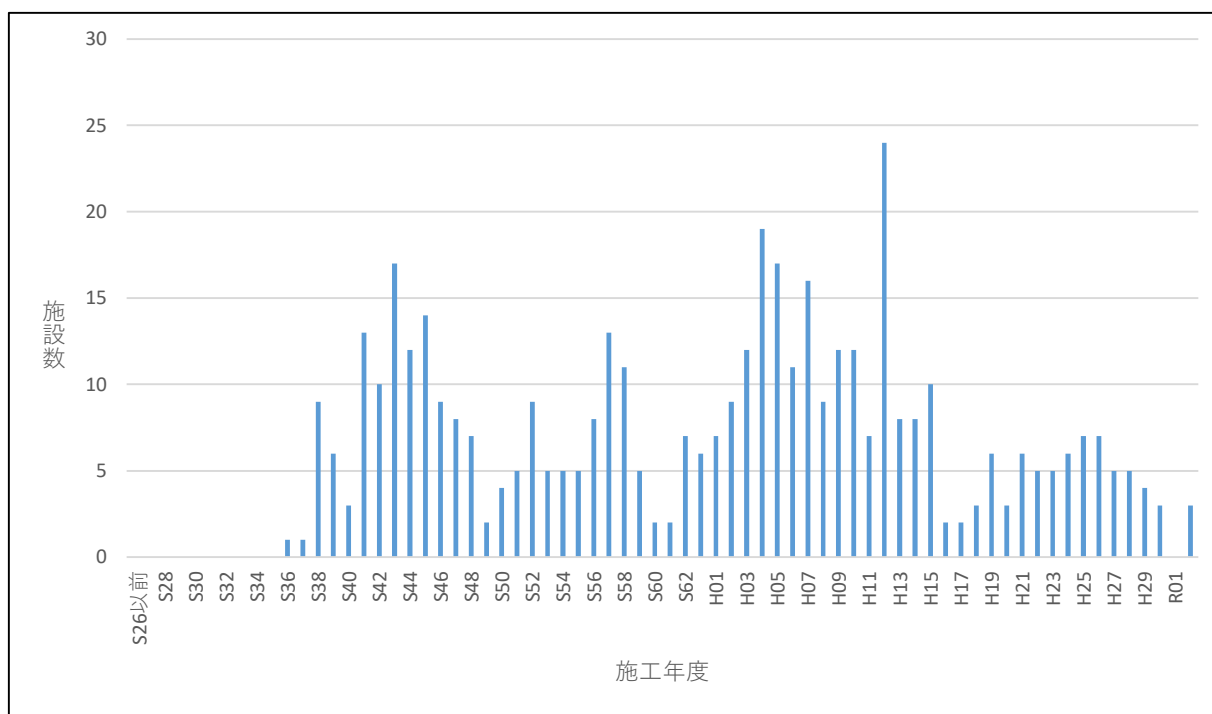
# 北海道胆振総合振興局森林室 治山施設個別施設計画

## 1. 基本的事項

北海道胆振総合振興局森林室が管理する個別施設計画対象の治山施設は令和7年度末現在で452施設あり、そのうち施工から50年以上経過した施設は116施設（全体の約26％）となっている。5年後には145施設となり全体の約32％を占め、急速な老朽化が見込まれるため、その補修や更新などに要する経費が増大することが見込まれる。

また、これらの施設は積雪寒冷地帯等の自然条件の厳しい箇所に整備されたものもあり、近年の局所的な豪雨や地震などの大規模災害等の発生も想定される状況であるため、早期にメンテナンスサイクルを構築するとともに、予防保全型維持管理を導入しトータルコストの縮減・平準化を図る必要がある。

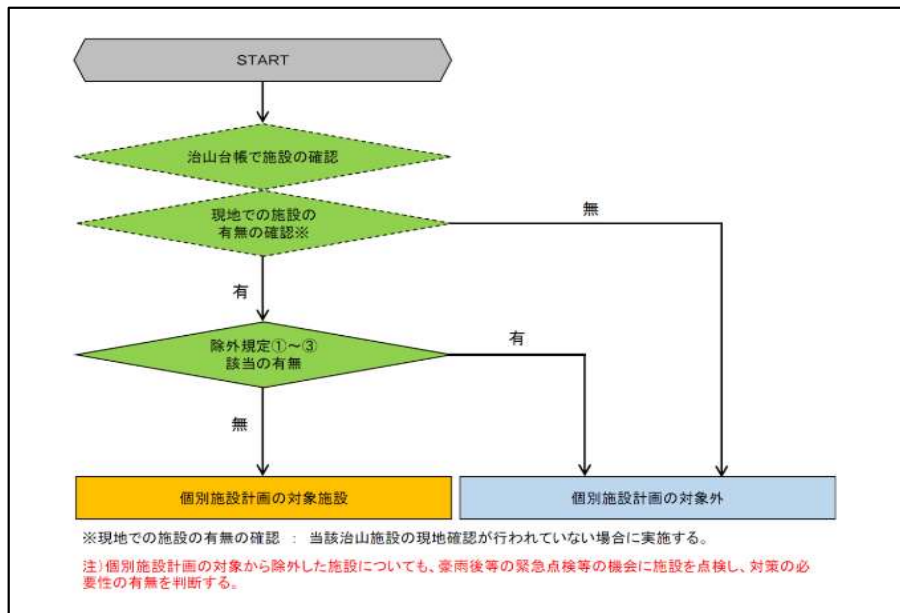
これらのことから、「北海道胆振総合振興局森林室 治山施設個別施設計画」を策定し、点検診断や維持管理・更新を適切に実施することで治山施設の長寿命化を図ることとする。



## 2. 対象施設

本計画の対象とする施設は、道が管理する治山施設のうち「北海道治山施設 個別施設計画策定マニュアル」に示す除外規定に該当する施設を除く452施設である。除外規定とは、主に次の3項目で、抽出方法は以下のフローに示す。

- ①維持管理・更新等の必要性が認められない施設（施設の効果により健全な森林に回復など）
- ②第三者への影響が限定的な施設（保全対象の消失等、直ちに人命・財産に影響を及ぼさない施設など）
- ③事後的な措置により対応する施設等（自然復旧の補助として設置した鉄線かご、丸太等の簡易な材料の施設など）



## 3. 計画期間

本計画の策定年度である令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、5年目及びその他の事由により計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

## 4. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設の状況と施設周辺の森林状況を踏まえた、施設全体の「健全度」別施設数については、次のとおりである。

### 「健全度」

施設全体の健全度	施設や周辺の状態	施設数	割合
健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷等	327	72.3%
健全度Ⅱ	損傷等が認められるが、施設全体の機能は維持されている。	122	27.0%
健全度Ⅲ	損傷等が認められ、施設全体の機能の低下が生じる可能性がある。		
健全度Ⅳ	著しい損傷等により、施設全体の安定性や強度が低下している。	3	0.7%
		452	100%

## 5. 保全対象の状況等

保全対象の重要度は、個別施設を含む施行地が保全する区域の状況が以下①～④の該当項目数により評価し、施設全体の「保全対象の重要度」別施設数については、次のとおりである。

個別施設を含む施行地が保全する区域の状況	評価のポイント
①人家が保全される	人家等がある場合該当
②国道・道道・市町村道が保全される	国道・道道・市町村道がある場合該当
③その他加点事項	災害時要配慮者施設など上記以外の重要保全対象がある、もしくは人家が10戸以上ある場合該当（①に加点）
④上記①～③のいずれかが施工区域直下にある	施設損傷により直ちに影響がある場合該当

### 「保全対象の重要度」

保全対象の重要度	上記①～④の該当項目数	施設数	割合
1	1項目が該当		
2	2項目が該当	451	99.8%
3	3項目が該当		
4	4項目が該当	1	0.2%
		452	100%

## 6. 対策の優先度

個別施設計画優先度は「健全度」と「保全対象の重要度」から、次のクロス表により判定する。

優先度は大別して「高」「中」「低」と分類し整理するが、図で示すA～Jの詳細優先度（Aが最も高くJが最も低い）により点検診断の頻度、個別施設計画の予定時期を決定する。

施設全体の「計画の優先度」別施設数については、次のとおりである。

		優先度					
		高					
		中					
		低					
健全度	低	IV	D	C	B	A	
	III	F	E	D	C		
	II	H	G	F'	E'		
	I	J	I	H	G		
	高		1	2	3	4	
		低	保全対象の重要度			高	
			（該当個数）				

### 「計画の優先度」

計画の優先度	対象となる施設の例	施設数	割合
高	A、B、C、D	3	0.7%
中	E、F、E'、F'		
低	G、H、I、J	449	99.3%
		452	100.0%

## 7. 対策内容と実施時期

「4. 施設の状態等」から、個別の施設毎に講じる対策を検討した結果、補修、機能強化が必要なものは健全度Ⅲ・Ⅳの3施設である。それ以外の449施設については経過観測・点検診断を実施する。

A～F（健全度Ⅲ・Ⅳ）は計画期間内に補修等の対策を完了させ、対策完了までは毎年点検を実施する。E'、F'（健全度Ⅱ）の施設は、保全対象の重要度が高いことから、その頻度を5年に1回とし、それ以外（G～H、健全度Ⅰ・Ⅱ）は10年に1回とした。

なお、対策の内容や実施時期に大きな変更を生じる場合は、随時計画を見直す。

### 「年度別実施施設数」

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A～F (健全度Ⅲ・Ⅳ)	補修等							1	1	1	

## 8. 対策費用

本計画における長寿命化対策に必要な費用の見通しは75百万円である。また、個別施設ごとの対策費用については別表1個別施設計画整理表のとおりである。

なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や今後の災害等の発生状況や社会情勢の変化により、費用の見直しに変動が生じる場合がある。

### 「年度別対策内容（費用）」

(単位：万円)

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A～F (健全度Ⅲ・Ⅳ)	補修等							2,500	1,000	4,000	